

公益社団法人砂防学会部会委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人砂防学会業務規程第29条に基づき部会内に設置された委員会の基準について定める。

(設置又は廃止)

第2条 委員会の設置又は廃止は理事会の決定による。

(構成)

第3条 委員会に委員長を置く。必要に応じ副委員長を置くことが出来る。

2 副委員長は、委員長が指名する。

(委嘱)

第4条 委員長は理事会の議決を経て会長が委嘱し、その他の委員は委員長の推薦によって会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は原則として2年とする。ただし再任を妨げない。任期の区切りは定時総会とする。

(会議の召集)

第6条 委員会は委員長が召集する。

2 会議の議長は委員長がこれに当たる。

附則

- 1 本規程は昭和63年7月17日から適用する。
- 2 本規程は平成25年4月1日から変更する。
- 3 本規程は平成26年4月1日から適用する。
- 4 本規程は平成28年5月19日から適用する。